

**一庫ダム湖活用環境整備事業
事後評価書(案)
概要版**

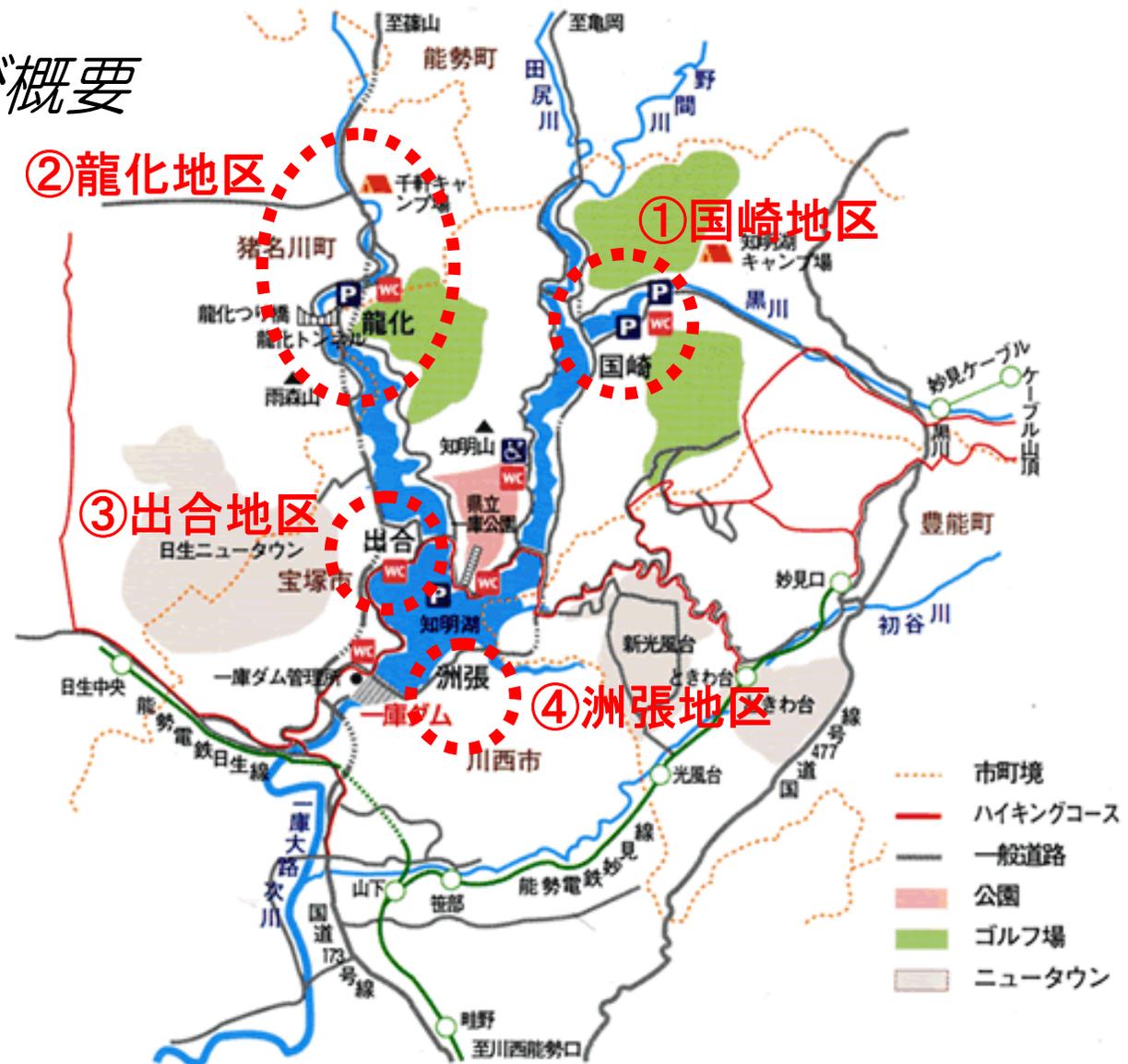
平成22年3月9日

**近畿地方整備局
猪名川河川事務所**

1. 事業の概要

(1) 事業の目的及び概要

- 一庫ダム湖活用環境整備事業は、一庫ダムの有する資源性の活用により、野外レクリエーションの場を創出するとともに、水源地域の活性化等を目的として、平成2年度にレイクリゾート事業として着手しました。
- 国崎地区、龍化地区、出合地区、洲張地区の4地区で、キャンプ場や親水施設、多目的広場、展望台、遊歩道、吊り橋等、野外活動のための施設整備等が進められました。



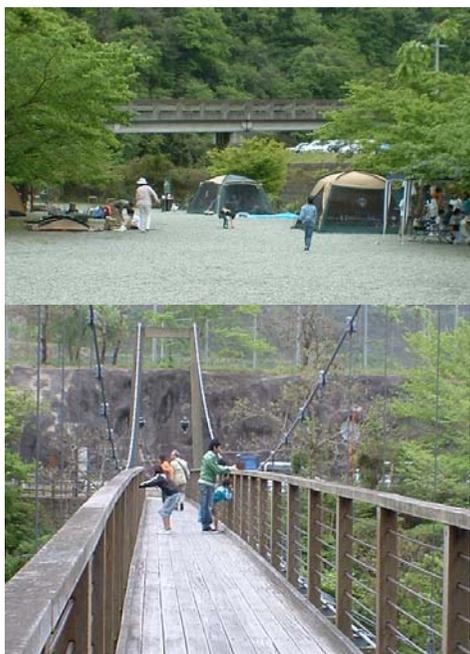
○一庫ダム湖活用環境整備事業(平成2年度～15年度)

【総事業費；約27.5億円】

(2) 施設の概要

- 知明湖は「猪名川渓谷県立自然公園」に含まれ、湖畔の洲張・出合・国崎・龍化の4地区で「兵庫県立一庫公園」と一体的に一庫ダム湖活用環境整備事業が行われています。

龍化地区



- 遊歩道
- 龍化つり橋
- 千軒キャンプ場 等

国崎地区



- せせらぎ水路
- 池・滝・なぎさ
- 知明湖キャンプ場
- 多目的広場
- ロンフィールド 等

出合地区



- なぎさ
- 多目的広場

洲張地区



- 展望台
- 遊歩道

2. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

(1) 便益算定手法の選定

- 当該事業はレクリエーション機会の創出や野外活動の促進を目的とした施設整備であることから、それらの効果に注目し、便益算定を行う。
- 観光やレクリエーションに関わる便益の算定では、「消費者余剰計測法」「仮想市場法」「トラベルコスト法」が考えられるが、以下の理由からトラベルコスト法を採用した。
 - 算定に必要な情報が比較的多く入手できる（ダム湖利用実態調査結果等）
 - 「仮想市場法」に比べ、バイアスの発生要因が少ない。
 - 市場価格等への影響がないため「消費者余剰計測法」が適用できない。

手法名	代替法	消費者余剰計測法	ヘドニック法	仮想市場法 (GVM)	トラベルコスト法
特性や利点	直感的に理解しやすい。	消費者余剰の理論に基づいており、理論的、実用的に問題が少ない。	情報入手コストが少ない。 地代、賃金などの市場データから得られる。	適用範囲が広い。 存在価値や遺産価値などの非利用価値も評価可能。	必要な情報が少ない。また、旅行費用と訪問率で算定可能。
適用範囲課題等	評価対象に相当する私的財が存在しないと評価できない。	当該財の消費量、市場価格の変化をもたらす事業に可能。 適用範囲が施設等の利用便益に限定される。	適用範囲が地域的なものに限定される。 一般に都市部の環境財が高く評価される傾向がある。	幅広く適用可能。 アンケートを実施するので情報入手コストが大きい。 様々なバイアスが存在する。	適用範囲がレクリエーションに関係するものに限定される。
評価	× (本事業には適用が難しい)	× (本事業には適用が難しい)	× (本事業には適用が難しい)	△ (適用は可能)	○ (目的に最適)

(2) トラベルコスト法による便益算定【2つの手法での算定】

- 全体事業費： 27.5億円
- 工期： 平成2年度 ～ 平成15年度
- B/C： 1.25
(B：58.5億円 C：46.9億円)

(3) 費用便益比

- 当該事業の主な効果は、レクリエーション機会の創出や野外活動の促進である為、レクリエーション価値の評価に適したトラベルコスト法（TCM；来訪者の旅行費用（移動費用＋時間価値））により便益算定を行う。
- 便益の算定にあたっては、次の2つの手法で算定を行う。
 - ① 一庫ダムへの実際の来訪者数等、統計データを利用し便益を算定
 - ② 一庫ダムへの来訪者に対するアンケートにより来訪頻度を把握し便益を算定

	利用実績推計	着地点調査
総便益	5,851 (百万円)	5,225 (百万円)
総費用	4,687 (百万円)	
費用便益比 (B/C)	1.25	1.11

3. 事業の効果の発現状況

- ・本事業によるなぎさや湖岸整備、斜路の舗装などによる湖面や湖畔へのアプローチ施設、親水施設等の整備は、湖畔を中心に湖面を含めて水辺の利用者の増大につながっています。また、駐車場やトイレ、防護柵等の整備は安全で快適な利用に役立っています。

- 当該事業による整備により、水源地域だけでなく、阪神地区からも集客し、また、整備地区が拠点となってイベント等も開催されるなど、市民交流の機会が創出されました。



4. 事業実施による環境の変化

- ・本事業の実施では、法面や裸地等に対する緑化、植栽等を実施することで景観等への配慮を行う等、環境保全に対する取り組みが行われています。
また、本事業の実施による自然環境等の変化は、特に認められません。

- 本事業による整備施設は河川区域内にあり、従前の地形や河川環境を活かし、ダム及び河川管理に影響を与えない整備を行いました。また、周辺自然環境に影響を与えない場所に整備されています。

県道605号線より水質浄化施設廻りを望む



写真 国崎地区における整備地区の緑化等の状況

5. 社会経済情勢の変化

- 一庫ダム湖活用環境事業で整備された施設は、ダム湖のキャンプ場や他の施設と一体となって地域住民はもちろん大阪市や阪神地域の人々が川遊びやキャンプ、ハイキングを楽しむ貴重なレクリエーション空間になっており、年間約30万人もの人が訪れています。

- 国崎地区にある知明湖キャンプ場やせせらぎ水路、なぎさ等は、整備地区の中でも特に来訪者の多い地区になっています。多くの利用者に安全かつ快適に利用して頂くため、知明湖キャンプ場では、指定管理者制度を導入しています。指定管理者は財団法人一庫ダムレクリゾートセンター（所管は兵庫県知事）となっており、地域の雇用機会の創出にもつながっています。



図・写真 一庫ダム及び自然公園区域

6. 今後の事後評価の必要性

- ・ 再度の事後評価を行う必要性は認められないと考えます。

7. 改善措置の必要性

- ・ 事業効果の発現状況等から、改善等の必要性はないと考えていますが、今後もより良い管理（整備施設等の適正な維持管理、利用者の安全管理等）に向けて必要な検討を行っていきます。

8. 同種事業の計画・調査のあり方や

事業評価手法の見直しの必要性

- ・ 本事業で用いた事業評価手法は妥当と考え、現時点での見直しの必要性は無いと考えています。ただし、費用便益比（B/C）を算出する手法については、国民のニーズや社会経済状況、評価の実績、評価技術の向上等を踏まえつつ、今後ともさらなる改善が望まれます。